



# 野崎地平 税理士事務所ニュース

## 野崎地平税理士事務所

税理士・CFP® 野崎地平  
〒851-2130 長崎県西彼杵郡長与町  
まなび野2丁目30番地4  
TEL 095-814-5611 FAX 095-814-5621  
Email zei@nozaki-chihe.jp

### 【お知らせ】

#### 事務所、自宅ともに引越して1ヶ月経ちました。

12月初めに事務所と自宅を移転しました。普通の一軒家をお借りして、一階を自宅、二階を事務所として使っています。以前の事務所も私は大好きでしたが、今回の場所も静かで明るいところで大変気に入っています。事務所のスペースは以前よりも広くなり、落ち着いてお話できる応接室もあります。お気軽にお立ち寄りいただくと、とても嬉しいです。



#### 宅建の試験は合格しました。現在登録申請中です。

昨年受験した宅建（宅地建物取引主任者資格試験）ですが、おかげさまで合格することが出来ました。現在、その宅建主任者の登録申請中です。最近増えている不動産の売買、賃借、契約等に関するご相談について、お役に立てる機会が増えれば幸いです。



### 【最近思うこと】『繁盛しているお店の共通点』

仕事柄、いろんなお店におうかがいさせていただくのですが、繁盛しているお店には共通点があるように思います。私が考える共通点は以下の3つです。



- ① トイレがきれい。
- ② 入り口（玄関、庭）がきれい。
- ③ 笑顔が素敵なスタッフ（周りを明るくする人）がいる。

うちの事務所で話していましたら、「神棚があって、それを大切にしている。」「生花が飾ってある。」などの意見も出ました。こうやって書き出してみると、お客様と働く人の両方が、居心地が良くなるようなちょっとした心遣いが多いようです。些細なことかもしれませんが、とても大切なことではないかと思えます。

逆にこれらのことが感じられないと、すさんだような、余裕のないような感じがして、居心地が悪くなるような気がします。身の回りをきれいにすると、謙虚で、すがすがしい気持ちになれるということもいい効果を生むのかもしれませんが、皆様はどのようにお考えになれるのでしょうか？

### 【面白本のご紹介】

#### 『お金と仕事の宇宙構造』宝来社 著者 小林正観 税込 1,500 円

著者の小林さんの講演会に参加させていただく機会がありました。とにかくジョークが多く、笑いが絶えないとても楽しい講演でした。お話の内容は人生論が主でしたが、考え方が大きく変わるようなすばらしい内容でした。その講演会場で購入した本を今回ご紹介します。以下、一部抜粋です。

近江商人には、全部の家に「飢饉普請（ききんぶしん）」という思想がありました。これは「飢饉になって周りの人が困ったら、増改築をしろ。必要のないところでもいいから、増改築をしろ。」という思想です。つまり蔵の中に貯めこんでいた富を放出しろ、ということなのです。その結果として、周りの人みんながこの家に商品を買に行くようになります。そして「この家に富を蓄えてもらいたい」と思うようになっていき、その商家は自分たちが努力しなくても必ず栄えるようになります。つまり「周りの人が困ったときに、いかにお金を使うか」ということだけを考えていれば、周りから富が勝手に来てくれて「私」に富を蓄えさせてくれるということ。いかにお金を貯めるかではなく、いかにお金を使うかを考えるようにするといひ思います。

お金は稼ぐよりも上手に使う方が大切だという話もよくお聞きします。

私もお金を使うとき、周りの人たちに喜んでいただければいいかな、音読オスロウにしたいと田んぼに



## 【特集】会社法の要点

商法が50年ぶりに大改正され、①商法の大部分を占める会社に係る規定、②有限会社法、③商法特例法（株式会社の監査等に関する法律）が「会社法」という法律に一本化されました。以下、要点をまとめてみましたので、ご参考にしていただけると幸いです。

### 【1】施行の時期

平成18年5月より施行されます。



### 【2】有限会社制度の廃止と実務対応

#### ① 有限会社の新設不可（平成18年5月以降）

18年5月以降は有限会社を新たにつくることは出来なくなります。新たに法人をつくる場合は、主に株式会社（合同会社、合名会社、合資会社も設立可）となります。

#### ② 既存の有限会社の対応は？

以下の3つから選択できます。

##### （イ） 現行の有限会社のままで、そのまま存続する。

法律上、「特例有限会社」と呼びますが、対外的には今までどおり「有限会社」を名乗れますし、取締役の任期無期限、決算公告不要などの有限会社特有のメリットはそのまま使えます。登記は法務局が自動的に行うため、一切費用もかかりません。税務上も何も生じません。

##### （ロ） 会社法施行後（18年5月以降）に「株式会社」に商号変更する。

定款を変更して、商号を「株式会社」に変更することにより、名実ともに株式会社に変更することが出来ます。資本金については、会社法施行後は資本金制度が撤廃されますので1000万円にする必要はありません。登記上は、有限会社を解散、株式会社を設立するということになり、登記費用がかかります。税務上は、解散・設立はなかったものとされますので、税金の問題は原則、生じません。

##### （ハ） 会社法施行前（18年4月末まで）に「株式会社」に組織変更する。

会社法の施行前なので、資本金を1000万円以上にする必要はありませんが、税務上、資産の評価益を計上できますので、繰越欠損金を抱える会社は、評価益と相殺ができます。（18年5月以降は評価益の計上も欠損金との相殺もできません。）もちろん、登記費用はかかります。

どれを選択するかは慎重な対応が必要です。

今現在、有限会社で特に不都合がなければ、急いで株式会社に変更する必要はないと思います。

### 【3】既存の株式会社の実務対応

会社法施行前に設立された既存の株式会社は、そのまま会社法上の株式会社となりますので、基本的には何もする必要はありません。ただし取締役などの制度が変更になりますので、自社の仕組みがその規模や実態に合っているかの点検は必要だと思います。以下主な変更点をまとめてみました。

項目	現行での株式会社	会社法
取締役会	必須	基本的に任意
取締役の員数	3名以上	1名以上
取締役の任期	2年	2年（10年まで伸ばせる）
監査役	必須	基本的に任意
会計参与（注）	なし	新設（任意設置）
会計監査人	大会社は設置必要	大会社は設置必要。それ以外は任意

（注）「会計参与」とは、計算書類の作成をはじめ、計算書類全般に関する様々な権限と義務を負う役員で、税理士・公認会計士だけが就任できます。会社法で新たに設けられる制度になります。

### 【4】株式会社の設立手続きの簡素化

新たに法人を設立する手続きが現状より大幅に簡素化されますので、法人設立が容易になります。

- ① 類似商号禁止規定の廃止 → 他の会社と類似する商号を登記できないという規定は廃止。
- ② 資本金0円でも会社設立OK → 有限会社300万円、株式会社1000万円という最低資本金制度は廃止。
- ③ 役員は取締役1人でOK → 現行では3名以上
- ④ 払込保管証明書が不要 → 残高証明書でOK
- ⑤ 現物出資等の手続きの簡素化 → お金ではなく、モノでの出資の手続きが簡単になります。

現状に比べ、会社法施行後は個人事業の法人化がずいぶん容易になりそうです。

会社法の詳細につきましては、当事務所まで、どうぞお気軽にお尋ねください。